

【記入見本】

指定医療機関指定更新申請書

訪問看護ステーションの場合は、医療・介護問わず、「指定訪問看護事業者」に該当。

区分（該当するものに○）		病院 <input type="checkbox"/> 診療所 <input checked="" type="checkbox"/> 薬局 <input type="checkbox"/> 指定訪問看護事業者 <input type="checkbox"/> 介護医療院 <input type="checkbox"/> 指定居宅サービス事業者 <input type="checkbox"/> 指定介護予防サービス事業者 <input type="checkbox"/>
全ての項目を記載の上、変更箇所は□にチェックをして加筆・訂正する。	変更年月日（変更がある場合）	令和 6 年 12 月 15 日
	<input checked="" type="checkbox"/> 保険医療機関	ふりがな こうべほしほしくりにっく 名称 神戸××タリニッタ 神戸★★クリニック
	<input type="checkbox"/> 保険薬局	所在地 〒650-●●●● 神戸市中央区●●町●丁目●-●
	<input type="checkbox"/> 指定訪問看護事業所等	電話番号 078-●●●●-●●●●
	<input type="checkbox"/>	コード（※1） ■■■■■■■■
	<input type="checkbox"/> 開設者代表者 （病院・診療所・薬局のみ記載）	住所又は所在地（法人の場合は所在地） 〒658-◆◆◆◆ 神戸市東灘区◆◆町◆丁目◆-◆ 氏名又は名称（法人の場合は名称及び代表者職・氏名） 神戸 太郎
	<input type="checkbox"/> 標榜している診療科名 （病院・診療所のみ記載）	循環器内科、内科
	<input type="checkbox"/> 訪問看護ステーションを管理する業者	ふりがな 名称 訪問看護事業者は記載。 所在地 〒
	<input type="checkbox"/> 役員の職名及び氏名 （開設者が法人の場合） （※2）	職名 氏名 役員欄は空欄にしているため、記載。記載欄が足りない場合は別紙に記載、または別紙の添付でも可。

記載内容に変更がある場合、その事由が発生した日付を記載。（変更がない場合は空欄）

法人の場合は、法人の所在地及び名称、個人の場合は、自宅の住所を記載。

訪問看護事業者は記載。

記載内容に変更がある場合は、□にチェックをして、加筆・訂正。

上記のとおり、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第15条第1項の規定に基づき、指定医療機関の指定の更新を申請します。
また、裏面に掲げる同法第14条第2項の規定のいずれにも該当しないことを誓約します。

記載日 令和 7 年 2 月 2 日

開設者（※上記「開設者・代表者・訪問看護事業者」欄と一致）
住所（法人にあっては所在地）：神戸市東灘区◆◆町◆丁目◆-◆
氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）：神戸 太郎
（有効期間：平成 年 月 日～令和 年 月 日）

神戸市保健所長 宛

※1 病院又は診療所は医療機関コード、薬局の場合は薬局コード、訪問看護事業者等の場合は、訪問看護ステーションコード及び介護保険事業所番号を記載してください。
※2 記載欄が不足する場合は、「別添のとおり」と記載し、役員名簿を添付してください。

(誓約項目)

難病の患者に対する医療等に関する法律第14条第2項各号に該当しないことを誓約すること。

- 1 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。
- 2 申請者が、難病の患者に対する医療等に関する法律その他の法律(児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、医薬品、医薬機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、再生医療等の安全性の確保等に関する法律、臨床研究法)で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。
- 3 申請者が、難病の患者に対する医療等に関する法律の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過していない。
 - (1) 指定を取り消された者が法人である場合
取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に法人の役員又は医療機関の管理者(以下「役員等」という。)であった者で、取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。
 - (2) 指定を取り消された者が法人でない場合
取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。
- 4 申請者が、難病の患者に対する医療等に関する法律の規定により指定医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定医療機関の指定の辞退の申出をした者(指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、申出の日から起算して5年を経過していない。
- 5 申請者が難病の患者に対する医療等に関する法律の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定医療機関の指定の辞退の申出をした者(指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、申出の日から起算して5年を経過していない。
- 6 第4号に規定する期間内に指定医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第4号の通知の日前60日以内にその申出に係る法人(指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又はその申出に係る法人でない者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)の管理者であった者で、申出の日から起算して5年を経過していない。
- 7 申請者が、指定の申請前5年以内に特定医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。
- 8 申請者が、法人で、その役員等のうちに第1号から第7号までのいずれかに該当する者のあるもの。
- 9 申請者が、法人でない者で、その管理者が第1号から第7号までのいずれかに該当する。